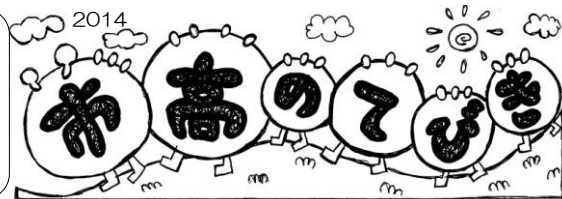


6
月
号



京都市立高等学校教職員組合

HP アドレス

<http://www8.plala.or.jp/kyotoshiko/>

〒606-8397 京都市左京区

聖護院川原町 4-13 京都府教育会館

TEL 771-1328 FAX 752-2148

こんにちは。京都市立高等学校教職員組合です。今月号の「市高のてびき」では、私たちの働き方に大きく関わっている「府並」の原則、また労働安全衛生に関わる事項について紹介します。

府並（ふなみ）

私たち市立高校の教職員は京都市の公務員であり、給与は京都市から支払われています（市費負担教職員）。これに対し、義務教育である京都市立小・中学校の教職員は京都市の公務員ですが、義務教育であるという点から給与は京都府から支払われています（府費負担教職員）。ただし、一部の教職員の方は市費負担です。

市高教組は市立高校の教職員の組合ですから、原則的には市高教組が京都市当局と交渉して勤務条件の改善を求めることになります。しかし、実際は市高教組が加盟している京教組（京都教職員組合）が府教委と交渉して得られた結果を、市教委に申し入れて実現させています。この方式を市教委は受け入れており、私たちの勤務条件は府費負担教職員と同じ内容が保障されています。これを勤務条件「府並」の原則と呼んでいます。

京都市と交渉すれば、京都府よりも良い条件を確保することができるかもしれませんが、逆の場合もありえます。市高は、京都の教育現場で働く同じ仲間として京教組に団結し協力して、勤務条件の改善を求めた方がよいという考えをとっています。

衛生委員会

衛生委員会は、「教職員の健康障害の防止」、「教職員の健康の保持増進」、「公務災害等の原因及び再発防止対策で衛生に係るもの」などについて調査審議する労使対等の機関です。

教職員の健康と安全、職場としての安全と衛生は、1972年に労働基準法から独

立して制定された「労働安全衛生法」によって守られ、促進されています。組合の要求の結果、学校にも衛生委員会・衛生管理者・産業医（校医が兼ねる場合が多い）が設置されるようになり、市高では、1999年9月から設置されています。

2014年度より、健康管理医で産業医の有資格者については、産業医として配置されるようになりました。

課題としては、「教職員 50人未満の美工・音楽にそれらが未設置であること」、「多忙・超過勤務の解決に向けたとりくみをすすめること」などが挙げられます。

校長の「安全配慮義務」

労働基準法、労働安全衛生法などにより、校長には、適正な勤務条件を確保し、教職員の健康を害さないよう、適切な措置をとる一般的な義務があり、そのことを安全配慮義務といいます。実質的に休憩がとれていなかったり、長時間勤務が連日続いているなど、労働者の健康を害するおそれがある場合には、業務分担の変更見直し、定時退校日の設定、声かけなど、具体的に労働状況を改善するよう校長は措置しなければならないことになっています。

休憩時間

私たちの勤務時間は1日7時間45分ですが、その中には45分の休憩時間を含みません。休憩時間は、労働基準法第34条により、原則として、勤務時間の途中に一斉に付与し、自由利用させなければならないと規定されています。

しかしながら、学校現場の実態に合わせて、市教委は、平成24年に出した「勤務時間及び休憩時間設定報告書の提出について」において、休憩時間の、規則上の設定は、12:15～13:00（夜間定時制においては16:45～17:30）であるが、各校の事情に応じて、校長が変更することができる、としています。ただし、休憩時間は、勤務開始時刻から30分間及び勤務終了時刻までの30分間に設定することはできないこととなっています。

公務上やむをえず休憩時間に休憩を取得することができない教職員については、勤務終了時刻までの時間帯で適宜取得することができるとし、また、分割して取得することが可能となっています。さらに、休憩取得の有無が他の教職員にわかるように各校で工夫を努めること、とも述べています。

